

平成 2 1 年度第 1 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 2 1 年 4 月 1 3 日（月曜日）

午後 3 時 5 0 分から午後 4 時 3 0 分まで

場 所：宮城行政庁舎 4 階 特別会議室

平成 21 年度第 1 回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成 21 年 4 月 13 日（月）午後 3 時 50 分から午後 4 時 30 分まで

場所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 伊藤 恵子 委員 風間 聡 委員
河野 達仁 委員 富樫 千之 委員 宮原 育子 委員
山本 信次 委員

欠席委員：橋本 潤子 委員 小野寺敏一 委員 両角 和夫 委員

司 会 ただいまから平成 21 年度第 1 回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を再開いたします。

会議に入ります前に、ただいま配付しておりました資料の確認をさせていただきます。

まず次第と出席者名簿、それと資料 1、資料 2、参考資料 1、参考資料 2 をお配りしております。皆様、お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは会議に入りますが、先ほどもマイクシステムのご説明をいたしました。発言の際にマイクスイッチをオンにさせていただきまして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話ししたいと思っております。また、発言が完了したらスイッチをオフにしてください。

それでは、林山部会長、議事の進行についてよろしくお願いたします。

林山部会長 皆様、お疲れのところ申しわけございません。要領よく会議を終えたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。フランクにしゃべれる会でありたいと思っておりますので、忌憚のないご意見等をお願いいたします。

きょうの議事は二つございます。一つ目が平成 21 年度公共事業評価部会の進め方について、二つ目が平成 21 年度公共事業再評価対象事業についてということになっております。

議事に入る前に、まず議事録署名委員を指名させていただきたいんですが、名簿順に基づきまして、今回は伊藤委員と風間委員のお二人をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは両委員、議事録署名よろしくお願いたします。

それではまず、1 の平成 21 年度公共事業評価部会の進め方について、これは事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

行政評価室長 それでは、今お話のありました公共事業評価部会の進め方につきまして、資料 1 に基づきまして説明いたします。

まず 1 の審議事項でございますが、今年度対象の事業は再評価の事業ですけれども、これは全部で 20 事業あります。道路事業関係が 5、それから河川が 5、海岸が 1、砂防が 2、農業農村整備事業が 7、合わせて 20 事業となっております。

そのうち、事業着手してから10年が経過した未完了の区分のものが8事業になっておりまして、5年経過しても完了が見込まれない再々評価に当たる区分の事業が12となっております。1ページの表の上の部分のとおりでございます。

それから2の報告事項でございますが、平成19年度から制度化しております部会意見対応状況報告や再評価事業完了報告のほか、2次事後評価の試行の報告も行う予定となっております。

各報告事項につきまして簡単にご説明します。

参考資料1の2ページを御覧ください。部会意見対応状況報告については、平成19年度に制度化されまして、答申において条件や意見が付された事業や事業種について、翌年度にその対応状況について報告するものとなっております。

その下になりますけれども、再評価事業完了報告について、これは1次事後評価となりますけれども、平成19年度に制度化されまして、公共事業再評価を実施した事業について、事業が完了してから2年以内に事業効果の発現状況や部会意見の対応状況等について報告するものとなっております。

それから下のほうになりますけれども、2次事後評価報告につきましては平成16年度から試行として取り組んでおりますが、事後評価の制度設計上の課題等について把握・検討するのに適当と判断される事業について県が選び、アンケート調査や完了後の費用対効果分析まで行い、事業効果の発現状況や課題について事後評価を行い、報告するものであります。これにつきましては、今後試行をどうするかということも検討していく必要があると思っております。

資料1にお戻り願います。3の部会開催スケジュール案について説明いたします。裏面の公共事業評価部会開催手順フローを御覧願います。

6月上旬に諮問しまして、再評価調書を公表して、県民の意見を聴取する予定としております。その後、6月から8月の間に部会を3回ほど開催しまして、概略審議を行っていただきます。そして8月下旬に現地調査、そして9月から10月にかけて詳細審議を実施することになります。したがって、本日の部会も含めまして10月まで6回の部会、それから1回の現地調査を行う予定としております。そして11月上旬に答申を頂くということで予定を考えております。

また、2月上旬の第7回部会におきまして、先ほど説明しました1次事後評価報告、また2次事後評価報告を行い、さらに事後評価制度の検討も行う予定となっております。なお、詳細の部会開催日程につきましては、委員の皆様のスケジュール等を確認させていただきまして、4月下旬までにお知らせしたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

以上が今年度の部会審議スケジュールとなります。審議状況によりまして、部会の開催回数や時期等が変更になる場合もありますので、その件につきましてはご協力とご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、資料1の4です。県民意見の聴取でございます。

これは先ほども述べましたけれども、6月上旬から7月上旬まで、約1か月実施する予定となっております。周知の方法としましては、県のホームページや県政情報センター、各地方振興事務所の県政情報コーナー、また県議会図書室等で評価書の閲覧ができるように考えております。それから県政だより6月号への掲載、また県政ラジオや関係する市町村の広報紙等に依頼しておりますので、そのような手段を通じまして広く県民の皆さんへお知らせすることとしておりま

す。この県民からの意見提出状況につきましては、第3回目の部会で報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

林山部会長 どうもありがとうございました。

本年度対象事業は20事業ということで、幅広い分野なのですが、名簿を見ていただければお分かりのように、評価部会はいろいろなご専門の先生が来ておりますので、おそらく事前に専門性を問うようなご質問等を事務局のほうから伺うかもしれませんが、そのときはよろしくお願いいたします。

結論的に11月までにすべてを処理しなくてはならないということで、毎月審議する必要があるということが、今おっしゃりたかったことかと思えますけれども、今のご説明について、何かご質問等ございましたら承りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

河野委員 対象事業についてちょっと質問なんですけれども、

再々評価が12ということで非常に多いんですけれども、これはやっぱり再評価を経てきているものですよ。再評価時点で事業を継続してはいけないというような結論が出たものもここに含むのですか。それとも事業をしてもいいというもののだけを含んでいるのですかね。

行政評価室 ご質問の件についてお答えいたします。再々評価は2回目、3回目の評価になります。当然これは事業が長期化してございまして、初回の再評価は事業着手から10年経過した事業が対象となりますが、それ以後は5年おきで、2回目あるいは3回目の評価で今年度該当する年度になってございます。

河野委員からのご質問でございますが、今年度該当事業は、前回の評価で事業継続という結論をいただいております。それに基づきまして、県でも事業継続という対応方針で評価結果のほうを結論づけてございます。したがって、あくまでも調書上での県の対応方針案としまして、審議いただく前に事業継続なり事業休止なりを最後に書く欄がございます。今事務局のほうでとらまえている限りでは、今年度の20事業についてすべて事業継続ということで把握してございます。

結果的に今年度の対象事業は、過去の評価においても継続妥当との評価をいただいております。

林山部会長 どうぞ。

河野委員 継続となった場合に、12も残っているということは遅れているということなんですけれども、この再評価の時点でそのプロジェクトの順序というのはつけているのですか。これから実施した方がいいと順序づけして、それで残ったのは比較的后で実施した方がいいとか、順序的には、効果的にはあまりないので後に実施した方がいいというようなことを行っているのかどうか。

行政評価室 それは前回の評価でということでよろしいでしょうか。

河野委員　　そうです。再評価の時です。

行政評価室　　前回の評価においても、例えば河川事業であれば、他の事業との優先順位などもございまして、この今年度該当する河川の5事業についても、後々評価調書のほうに出てくるんですけども、実際事業継続という評価結果をいただいても、県の予算の都合上、事業は継続ですが休止という扱いで予算づけをいったん休む場合もございます。他の河川の地区に優先順位の高い箇所がございましてそちらに予算を優先的に回すとか、そういったこともございまして、継続という結論をいただいても事業を休止する場合がございます。これは特に河川事業等が多いのですが、たまに下水道事業等もございまして、そういった意味では、今河野先生がおっしゃられたように事業の優先度、そういうところも加味した上で評価いただいているということになってございます。

河野委員　　この部会で優先順位もつけるという意味ですか。

行政評価室　　部会では優先順位まではつけません。限られた予算の中で、この事業を継続することが妥当かどうかという判断を頂きまして、結果的に事業担当課で予算の中で優先順位を検討して重点配分している状況でございます。ですからこの評価部会で、この事業が1番ですね、2番ですねと、そういった順位づけは行ってはございません。

林山部会長　　よろしいですか。

私はこの評価部会は今年度初めて参加したのですが、大規模の場合も県が作成した評価調書を評価するという立場なんですよ。我々が事業を評価するということじゃなくて、この評価は適切であるかという見方をするという形になっています。ちょっと通常の事業評価と違うということ念頭に置いていただきたいと。

あと、優先順位につきましても、その事前評価もここではミッションじゃないということなので、基本的に県の政策立案者が決めていると。それで、ここは続けていいかどうかということで、先ほど河野委員がおっしゃっていた、例えば用地取得がおくれて長引いているところもあるんですけども、河川整備とか下水道整備って長期間かかりますから、再々評価にかかるってことを前提で事業を進めているというケースもありますので、単に遅延している事業だけというわけでもないという、事業の特殊性があるということをご理解しておいていただきたいと。そもそも、そんなことだったらやらなくていいんじゃないかって話もあると思うんですけどね。

どうぞ。

山本委員　　多分、私だけが前期からの委員なんです。私も前期の途中で前任者が抜けたので途中から入って、最初はよくわからないまま出ていたんですが。

きょうの、前の委員会からの他の委員の皆さんからのご疑問も、私も当初からずっと思っていたんですが。今の私の理解では、基本的にはここでは時のアセスにかかるようなタイプの、長期間かかってなかなか終わらない公共事業を続けていいかだけをチェックするのが責務だというふうに考えればわかりやすいだろ

うと思いますので。本来の公共事業全体を見るという点からすれば、例えば河川部局のすべての公共事業を見せていただいて、河野委員がおっしゃったように順位づけするとかいろいろなことあるんだと思うんですが、この委員会に与えられた責務になっているのは、条例等を読む限りは時のアセス的な、ずっと続けてきて終わらない公共事業がだんだん続かないように、そのだんだんしているように見えるものが妥当なのかどうかだけをチェックすることが、与えられている任務なんだなというふうに途中で納得して。その条例を決めるのは議会の仕事ですので、私たちがここで意見を言うことは可能だと思うんですが、僕は委員会のときに問うのは、そのときはやめて、それに撤するようにしていました。

林山部会長 いかがですか。ほかに。
事務局に質問ですけれども、過去とり止めになった事業はあるのですか。

行政評価室 過去の公共事業再評価において3件ございます。最初に概要だけを口頭でお話ししますが、3件のうち2件については県が休止もしくは中止の対応状況方針案、要は評価いただく前に県の自己評価の案として休止・中止として部会に審議いただいたと。その結果、部会でも休止・中止が妥当というお答えをいただいております。残る一つが、県は事業継続という対応方針案をお出ししまして、部会のほうで休止が妥当という答申です。3件ございまして、1件のみが県の対応方針案と部会で意見が割れたと、そういう状況になってございます。

林山部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
では、最後にまた総括で質疑の時間を取りたいと思います。

林山部会長 それでは、次に議事の2の平成21年度公共事業再評価対象事業について。

行政評価室 議事の2番目、平成21年度公共事業再評価対象事業についてご説明いたします。資料2を御覧ください。

先ほどもご説明いたしましたが、21年度の公共事業再評価の対象事業は今年度20事業となっております。表に詳細について記載してございますが、上から道路5事業、次に河川5事業、海岸1事業、砂防2事業、農業農村整備7事業となっております。詳細については委員の皆様それぞれご確認いただきたいと思います。

それで、備考欄に記載しております「H16」とか「H10」、「H11」とか、この年度は再々評価、要は2回目の評価、3回目の評価に該当する事業の場合の評価実施年度になってございます。それを記載してございます。

次に裏面の(2)を御覧ください。再評価事業完了報告予定事業となっております。これは通常、1次事後評価と言いかえることができる再評価事業完了報告になりますが、こちらは本年度12事業となっております。第7回部会で報告予定でございます。

事業完了年度を御覧のとおり、再評価を行った事業のうち平成19年度に完了した事業が対象となっております。1年あけて2年目、完了して翌々年度に再評価事業完了報告を行うということに制度化してございます。

次に、また同じく第7回部会で報告予定の(3)平成21年度(試行)の2次事後評価予定事業を御覧ください。こちらは「砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業」,「農業農村整備事業」の2事業が該当してございます。なお、具体的な事業名については、今後担当部局と調整して決定していきたいと思っております。

次に(4)を御覧ください。部会意見対応状況報告の対象事業になります。こちらは昨年度答申で付帯意見が付された四つの事業と三つの事業種になってございます。また、平成18年度答申にて部会への報告を条件とされた3事業について予定してございます。

実際、20年度答申で付帯意見が付された4事業、3事業種についてで、いわゆる「事業」といいますのは各事業の個別事業を意味いたします。それでその付帯意見というのは個別事業の意見だけではなく「事業種」という表現を使っているのですが、例えば河川事業なり、あと下水道事業なり、そういった大きくくりでくくった事業について共通する事項であれば事業種として意見を頂いてございます。

最後に参考資料2を御覧ください。

こちらの参考資料2としているのが、平成20年度の再評価調書の抜粋版になってございます。こういった評価調書の内容になっているかというのをここで簡単にご説明したいと思います。

まず、1ページ目から事業の概要としまして、この事業の場合は3ページまで及んでおります。1ページ目上から順にいきますと、事業目的、事業内容を着手時、再評価時、再々評価時と時系列でわかるような記載の手法をとってございます。それと事業費も同様に記載するようになってございます。

後ほど説明いたしますが、重点評価実施基準について、本日はそちらの資料は省略してございます。第2回部会で詳細に説明いたしますが、事業費の増え方ですとか、事業工期の伸び具合ですとか、そういったさまざまな要因を数値化して指標として整理した基準になってございます。そういった基準を記載してございます。

2ページ目、事業費増減対照表です。こちらと同じく事業費の項目ごとの増減が記載されてございます。中ほど、こちらは事業の進捗状況になります。着手時から再々評価時までの完成予定年度ですとか着手年度ですとか、そういった内容を記載してございます。それと最後に掲載しているのが進捗率です。この調書は平成20年度までの進捗率ということで詳細に記載してございます。

次に3ページに移りまして、施設管理の予定になります。完成後こういったところで管理していくか、もしくはこういった管理方法を考えていくのかと、そういったところを記載してございます。3ページの下、事業の必要性です。こちらはさまざまな社会経済情勢ですとか、地元からの要望・意見ですとか、そういった項目について記載してございます。

4ページ目上段、事業の有効性です。こちらはデータの的にとらまえることはちょっと難しい項目になりますが、いわゆる効果の発現状況ですとか想定される事業効果、そういったものについて記載してございます。次に事業の効率性です。こちらは審議いただく際、重要なポイントになります。過去にこういった検討をしたかですとか、あとコスト縮減、それから費用対効果分析です。これも調書抜粋版にはつけていないのですが、この費用対効果分析の欄についてはその算出根拠まで、資料として添付し、評価調書に記載することにしてございます。

最後に6ページ目、こちらは環境への影響と対策です。それから部会意見の対応状況です。過去再評価を受けている事業であれば、こういった意見をいただいて、こういった対応をして、現在の対応状況はどのような状況かということをごちらに記載することにしております。それで、最後に総合評価としまして県の対応方針(案)ということで、この事業であれば事業継続、そういった記載内容になってございます。

あと7ページ以降は、事業のスケジュールなり位置図、あと写真ですね。それからこれにはついていないんですけども、先ほどお話ししました費用対効果分析の算出根拠、算出項目の詳細データについて公表できる分については記載するようにしてございます。

そういった内容で調書を作成しまして、6月初旬の公表と同時に委員の皆様にお配りする予定でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

林山部会長 どうもありがとうございました。
それでは、ただいまの説明につきまして、どこからでも結構ですので、ご意見等お願いいたします。
どうぞ。

風間委員 一般的な質問なんですけれども、この評価調書をホームページで公開してパブコメを集めるということなんですよね。例年というか、今までパブコメって来るんですか。

行政評価室 ちなみに昨年度はございませんでした。例年平均すると1件まで届かないぐらいの状況です。

事務局としましても、公表の仕方、公表媒体等を部会の委員の皆様とご相談しながら進めております。去年だとメールマガジンへの掲載を新たに増やしました。

公表、意見募集していますという内容で、意見募集の周知を図っているんですが、なかなかご意見をいただけない状況になってございます。

林山部会長 他にいかがでしょうか。
私、去年まで大規模事業の部会長で、高校の建て替えを審議したんですけども、そうすると説明会には結構OB、OGとかご両親はいらっしゃいますけどね。
では、私のほうから質問してよろしいですか。ちょっとクリティカルな質問なんですけれども。

参考資料の再評価調書について2点質問がありますけれども、4ページの事業の効率性で代替案との比較検討してありますよね。着手した後に代替案の比較検討を行い、これは何の意味があるんですか。これが第1点目の質問です。

2点目ですが5ページで再評価時、再々評価時の費用便益分析をやられているんですけれども、これを継続していいかどうかというの、今後残されている投資に対して追加投資していいかどうかという判断なわけで、私はこの表はほとんど意味がなくて、何でこれでジャッジメントができるのかっていう、2点質問です。

行政評価室　それではまず1点目について。4ページの代替案比較検討をなぜ掲載しているかということなのですが、こちらは事業は着手してございますが、その着手する過程においてこういった比較検討を行いましたと。経済性も加味しながら最善なルートを設定して事業のほうを進めておりますと、そういった意味合いから掲載してございます。

林山部会長　でもこれアリバイ説明みたいなものですね。

行政評価室　そのような意味にとられる場合もあるかもしれません。

林山部会長　通常はパブリック・インボルブメントみたいに事前にA、B、C、Dというのを示して、住民の意見とかで事業選定をするというのが通常の話で。何の意味があるのかよくわからないんですよ。一応我々はまじめに検討しましたっていうことを主張されたいだけのようにしか、僕には見えないんです。あえてきついことを言っていますけれども。

行政評価室　通常事業に入る前に、先ほど部会長がおっしゃったとおり、最近ではすべての事業について、特に大きい事業になれば住民説明ですね、そういう住民に計画の説明をして、住民からの意見をいただいて、それである程度、まあ最終決定は行政なんですけれども、住民のそのさまざまな意見も加味すると。それで最終的な計画を決定すると、そういう手法をとってございます。

過去の事業ではこうした住民説明を行っていない場合もございまして、ここ10年ぐらいの話になります。ここでは住民の意見を聞いている、聞いていないに関わらず、道路ではこのルート、4ルートなんですがこのルートを検討していますよと、そういった意味合いでこの調書上に記載することにしております。部会長がおっしゃるように、言いわけといいますか、そうとられてもおかしくないんですが、過去にこういう検討をしていますよということで掲載してございます。

2番目のB/Cについては、確かにおっしゃるとおり、本来であれば残事業のB/Cについても計算して記載するべきというお話もございまして。我々も残事業B/Cについて、出せるものについては調書上に載せるようにしてございます。これは抜粋版ですのでついておりませんが、調書にはついてございます。我々もそういった方向で検討すべきと思ひまして、記載するように努めてございます。

林山部会長　では、残事業のB/Cは必ず出すようにしてください。

行政評価室　はい。ではそのように。

林山部会長　他いかがですか。
どうぞ。

河野委員　この会議ではその残事業のB/Cしか意味がないんですけれども。なので、何で再評価時とか再々評価時の全体の事業のB/Cを出すのかがよくわからないん

ですけれども。それは過去に算定したB / Cと状況が違ってこういうB / Cになりましたたよってという説明しかできないんですけれども。何にも使えないんですけれども。

行政評価室　そうですね。実際、河野委員がおっしゃられますとおり、再評価、再々評価については長い間事業を行ってございます。その間に計画変更なり事業費の変更なり、そういった変更項目が当然生じてきまして、当然B / Cも結果として変わってくることになります。そういった変更経緯を明確にするために記載しております。

ただし、今おっしゃられたとおり、今の時点の事業の継続を評価する内容にはほとんど関係しないといことも確かにそのとおりでございます。ただ、我々としては、その変更項目があれば、当然B / Cも変わりますので、それをどういった経緯でその変更がされてきたか、それでB / Cもどのように変化してきたか、そういう意味合いで掲載してございます。

林山部会長　でも、これではジャッジできませんよ。

河野委員　参考というもので書くべきだと思いますね。あるいは、それは過去の事業評価をちゃんと評価すると。つまり全部のチェック体制がちゃんとあるんだぞということを示すためにおそらくやられているんだと思いますけれども、そういう位置づけにすべきだと思いますね。

もう一個、さっき林山先生が言ったことについてちょっと質問なんですけれども、代替案の比較検討で、これは当初検討した代替案の比較検討なんですけれども、今回この再評価をするに当たって代替案を考えたりはしないんですか。止まっている事業に対して、今は止まっているけれども、これの代わりにこういう代替案もあり得るよと、そういう検討はされるんですかね。

行政評価室　事業が長く継続して、ましてや休止している状況であれば、そういった考え方というのも当然必要になってきます。それで、例えば事業にもよるんですけれども、そういった状況になっていけば、その事業自体、例えば休止なり、もしくは経済的に見直ししてもっと短年度で終わる手法なりをとれるものについては各事業ごとに検討してはおります。

ただ、去年の一事業の抜粋なんですけれども、すべてこの代替案との比較検討のところに掲載しているかということについては不確定ですが、検討自体はしております。ここに記載のものは当初時点のその計画ルートについて、当初こういった観点で代替案について検討しておりますという記載の手法をとってございます。

林山部会長　よろしいですか。他にいかがでしょうか。
お願いします。

宮原委員　私、この土木関係の事業というのは専門ではないので想像できないんですが、資料2の一覧表を見ますと、完成予定年度、それから事業採択からでも着手から

でもいいんですが、とても長い期間かかってそれぞれの事業が継続しているということなんですね。それで、一般的に見てこの長さというのは普通なのかということ。

それから、多分やり方として、道路だと各区分区間で少しずつ進めていっていらっしゃるのかもしれないのですが、例えば道路だったらこの事業の区間を100%としたときに、今の時点で何%くらい終わっているとかですね。

それから、その終わらせないことで地域の住民の人たちがどれだけの不便を抱えてしまうのかといったようなことの資料がなくて、単にハードのことだけしか情報が分からないので、これだと評価をするということに対して、県民の人たちが便利になったり安全になったりするからこの事業がセットされているわけですが、それに対して進める、進めないって判断をするときに、地元の人たちの便益も考える必要があるのかなと。それでパブコメだけを待っていても、なかなかその辺りはすくい上げられないというような気もするんですけども、いかがでしょうか。

行政評価室 確かに実情としましては、この評価調書、参考資料2ですけれども、評価調書に記載の内容だけで判断をするのは非常に難しいと思います。

ただし、我々も極力過去のさまざまな議論の過程を踏まえて、こういった内容も記載しましょうと、こういった項目もないと判断できませんよと、同じような意見をいただいております。それで、年々そういった項目を検討しながら、記載する内容についてはその都度追加すべき項目であれば追加していきたいと考えてございます。

例えば本当の地元の意見、形式張らずに本当の地元の意見を聞きたいというのでございましたら、そういった旨、委員会審議の席等で、そういう要望をいただければその都度対応していきたいと思います。

あともう1点の、事業の必要性でしたか。

宮原委員 何%とか。

行政評価室 進捗率ですね。進捗率については参考資料2の2ページの下段に記載しておりますが、こちらにも確かに指摘される箇所がございます。それで2ページの下段に、これは昨年度の進捗率になりますが、このように記載してございますし、あと今年度の様式では詳細にわかりやすいように、前回の評価時点からどのくらい進んでいるかというものを記載するようにしました。このようにその都度改善するよう努力してございます。

富樫委員 すごく単純な質問なんですけれども。

この例でとりますと、私この二線堤というのを一度見学させてもらったことがあるんですけども、これは国土交通省も絡んでいますよね。それで、かなり進捗はしていたと思ったんですけども、まだできていないのかというふうに思ったんですけども。これを例えば休止とか何かという判断をした場合に、これは一体どうなるのかと。補助事業もありますよね。ですからその辺りで、理論的なものと、それから実際のもの、ギャップがあるような気がするんですけども、

いかななものでしょうかね。

行政評価室 実際、こちらの公共事業評価部会でご議論いただいて、特にこういった鹿島台バイパスのような国交省と連動する事業について休止という判断をいただいた場合は、当然それを意見として真摯に受けとめます。次回以降詳細に、そういう場面が出てくればお話ししますけれども、今おっしゃるように国との関連とかそういったものもございます。ですから我々としましては、そういった第三者委員会の部会の意見というものを意見として真摯に受けとめた上で事業を継続するかしないかを判断し、また国交省と地元との関連ですとか、そういったことを総合的に判断しまして、最終的に決定しております。

風間委員 このことに関して質問なんですけれども、確認しておきたいのは、ここで決まったことってというのは全然有効じゃないってことですね、今の話だと。
もっと言うと、議会が決めるんですよね、最終的な結果を全部。では、どこがそういう責任とか決定権を持つのですか。

行政評価室 事務局の千葉と申します。
基本的にこの行政評価制度自体が、県が自分で評価したものがいいのかどうかということが基本になっていきますので、例えば県が継続として出したものについて、例えばB/Cが1.0を下回るとかそういった理由で継続すべきものでないということになれば、この評価委員会の答申としては継続が妥当でないとか、そういったような結論でお出しいただくようになるかと思えます。
ただし、県といたしましてはそういう結果を受けた後で、今度は最終的に事業責任を負いますのが県なものですから、実際その意見を参考にとりか前提として、県としてどういった対応をとるべきかということは、県の行政体として検討して決定するということになります。
ただし、万が一県が例えばこちらの委員会と別の方向性を出したといった場合については、こういった資料とかそういったものはすべて公開しておりますので、逆に県としてこの評価委員会の結果と違う結果を出した場合は、相当の説明責任を県自体が負うといったような結果になってくるかと思えます。

風間委員 じゃあ、決定権は県が持っているんですか。議会は全然関係ないんですか。

行政評価室 事業として、決定権は県として決定しますが、ただし、今おっしゃられましたように、最終的に予算案といったものは議会に提出いたしますので、最終的には議会のほうが決めるということになります。

山本委員 このことに関して、僕も前にやっていたときに疑問に思ったんですけれども、個々の事業を、例えば私たちがチェックしている道路事業等を議会が予算で通しているわけではないので、全体の道路事業というのがあって、その中をどういうふうに金額を割り振ってどれにつけるかっていうのは、それぞれの建設部局とかのことなので、結局議会のチェックは個別事業をやるかやらないかとかに入っていないみたいなんです。見ている限りでは。あと、委員会の結論は基本的には

知事に答申をしているので、あとは知事が判断して、それに従うかどうかということになると。でも基本的には、当然のように知事の諮問で私たちも審議しているので知事はほとんど従うんだけれども、さっき言った国との関係みたいなのがあある場合は多少判断が難しくなるということなんだろうという程度には思っていました。

風間委員　　そうすると知事に決定権があるということですか。知事で決まっちゃうみたいなんですから。知事なんですね、決定権は。教えていただきたいのですが。

行政評価室　　評価委員会と知事との関係ということになりますと、やはり県としては諮問ということで評価委員会の意見を聞くということになります。

風間委員　　じゃあ、事業を決める決定権というのは知事が持っているの。

行政評価室　　ええ、事業を決める決定権といったものは知事にありますが、ただ、現実論でちょっとお話ししますと、最終的に議会の審議があります。山本委員がおっしゃられましたように、確かにその予算要求の段階では、例えば何とか事業ということで、現実的にはなかなか外部から見えにくい状態になっているというのは確かかと思えます。ただ、実際問題として、例えばこういった答申と県の決定が違うということになりますと、マスコミとかそういったものに取り上げられるようになってまいりますので、そうしますと県でも議会の本会議だけで審議を行っているわけではなくて予算特別委員会の分科会というものがございまして、例えば土木部局であれば土木部局で細かな説明を行っておりますので、現実論として、その場でいろいろな質疑の中で「あの件はどうなっているんだ」とか、そのような形でスクリーニングと申しますか議論は行われるようになるかと思えます。

林山部会長　　いいですか。
どうぞ。

山本委員　　先ほどの宮原委員が言われたこととも関係して、風間委員のおっしゃった話で、去年か一昨年、私もずっと気になっていたのが、ずっと20年も続いていて、もっとお金を入れて一気にやっちゃえばいいじゃないかとか、あるいは何でこんなにだらだら長くなるのっていうようなところが、そこは本当に部局で、先ほどあったように優先のほうに予算を回しているからとかですね、そういうことは全然ここには見えてこないんですね。その事業の全体像が見えませんし。

先ほど言った言い方になっちゃうんですけども、やっぱりそういう全体としてやっぱりこの評価制度の中にはまだちょっと不完全なところとか見えないところとかたくさんあるので、それはそのこの事業全体のあり方とかは知事に別途、個別の事業が云々の話の前に、もっと別途答申は委員会としてやっていくべきなんだろうと思います。ただ当面は、逆に行政の担当者の方たちは、これにしたがって出てくるんで、それ以上に言われてもなかなか大変なんだなというのは、何となくこの2年間見ていて思いました。

林山部会長　　ここは事前評価は入っていませんから、もう実施しているっていう前提があるんですよね。というのは、私も大規模にいたとき、前知事のとときに、宮城県のこども病院をつくるか高齢者対応の病院をつくるかというので、知事は諮問を却下しました。そのときはかなり叩かれたんですが、しかしそのときは事前評価なんです。これからそちらに投資すべきかどうかという。ここは再評価というところがちょっと。もう今さら、実施しているのを中止するってことを言われたとき、なかなか言いづらいっていう公共事業的なところがあり、悩ましいところで。これは今後この1回や2回の議論では結論は出ないと思うんですけども、長期の課題として行政評価室の方も頭の片隅に置いておいていただければというふうに考えます。

他はよろしいでしょうか。

山本委員　　もう一点だけ。今の部会長おっしゃるとおりで。

もう一つ、付帯意見をかなりいろいろつけていて、付帯意見をつけたことに関して、こういうふうにやりましたっていう対応状況の報告をしていただけるんですけども、それによって大分、見えなかったところが調書で出てくるようになったりとか、「ここおかしかったんじゃないの」って言ったことが「こういうふうに直しました」みたいな報告もいつも委員会でいただいていたので、付帯意見の中でかなりいろいろなことを改善していく余地もあるんだなというふうに、やっていた2年間では感じています。

林山部会長　　ありがとうございます。
よろしいですか。

林山部会長　　それでは、きょう予定しておる議事は以上ですが、その他に何かありますか。

司　　会　　次回以降の部会の予定、それと調書作成中のご連絡について、事務局のほうからお話しいたします。

その他といたしまして、第2回以降の部会開催日程については、今後委員の皆様スケジュールを確認させていただきまして、4月下旬から5月上旬までに年間の開催日程を決定してお知らせすることにいたします。早急にスケジュール確認をさせていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

先ほど林山部会長からのお話ございましたが、現在、事業担当課で調書を作成中でございます。6月上旬の再評価調書公表に向けて、記載内容や費用対効果分析の考え方などについて、各委員の先生に事前にご説明に伺いたいと考えてございます。お忙しいと存じますが、その際はよろしく願いしたいと思います。

あとは特に、皆様ございませんでしょうか。

司　　会　　以上をもちまして平成21年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 伊藤 恵子 印

議事録署名人 風間 聡 印